

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 管理用宿舍石綿含有調査業務
- 2 施 行 場 所 長野県木曽郡木曽町福島2010-13 新万郡宿舍
- 3 施 行 期 間 契約締結の翌日から40日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加条件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けており、かつ、平成28年4月1日から令和8年7月31日までの間に、元請けとして完成・引渡しが完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した「アスベスト含有に係る建材成分分析調査業務」の履行実績を有していること。

見積書提出の際に、発注者の証明を受けた業務完了証明書又は検査に合格したことを証明する書類(完成認定書等)の写し、契約書(業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分)の写し及び業務内容が確認できる書類(特記仕様書等)の写しを添付してください。なお、その他の書類の提出等で履行実績を有していることを証明する場合は、あらかじめ発注者の確認・了解を得ることとします。

3 見 積 書 等

- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 提出期限 令和 8 年 9 月 2 日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5) 質 問 書 令和 8 年 8 月 26 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年9月3日12:00までとします。
- 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りものの無効を主張することはできません。

- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
- 4) 契約書については、別添の請書によるものとします。

【オープンカウンター方式】

管理用宿舍石綿含有調査業務

仕 様 書

令和8年8月

独立行政法人水資源機構

木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、管理用宿舍石綿含有調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 業務場所（調査地点）

管理用宿舍：長野県木曽郡木曽町福島 2010-13

2. 業務内容

本業務は、管理用宿舍の石綿含有調査を行うものである。

(1) 検体採取 1 式

(2) 石綿含有分析調査 1 式

3. 履行期間

契約締結の翌日から 40 日間とする。

第3節 土地への立入り等

受注者は、土地への立入り等について、次の事項に留意しなければならない。

1. 土地及び建物への立入りに当たっては、あらかじめ担当職員の了解を得るものとする。
2. 現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
3. 担当職員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において復旧するものとする。

第4節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、施工に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は協議するものとする。

第5節 疑義等

本仕様書に定めのない事項については、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 石綿含有調査業務

第1節 石綿含有建材の調査

石綿含有建材の調査は次のとおりとする。

1. 対象建物 : 管理用宿舎（新万郡宿舎）
2. 分析対象 : アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、
アンソフィライト、トレモライト
3. 分析方法 : 定性分析 JIS A 1481-1 による。
4. 調査数 : 調査数量は下表のとおりとする。

対象建物 (管理用宿舎)	採取箇所	材料名	室名	定性分析 JIS A 1481-1
新万郡宿舎 1 号	外部・壁	吹付けタイル	—	1 検体
	外部・屋根	アスファルトシングル	—	1 検体
	内部・床	クッションフロア	廊下	1 検体
		クッションフロア	脱衣室	1 検体
		クッションフロア	居間	1 検体
	内部・天井	化粧石膏ボード	廊下	1 検体
新万郡宿舎 2 号	内部・床	クッションフロア	廊下	1 検体
		クッションフロア	台所	1 検体
		クッションフロア	便所	1 検体
新万郡宿舎 6 号	外部・壁	吹付けタイル	—	1 検体
	内部・床	クッションフロア	脱衣室	1 検体
		クッションフロア	便所	1 検体
	内部・壁	ビニルクロス	階段	1 検体
		ビニルクロス	脱衣室	1 検体
	内部・天井	化粧石膏ボード	玄関	1 検体
		ケイ酸カルシウム板	便所	1 検体
新万郡宿舎 9 号	外部・壁	サイディングボード	—	1 検体
	内部・壁	ビニルクロス	玄関	1 検体
		ビニルクロス	台所	1 検体
		砂壁	和室	1 検体
	内部・天井	化粧石膏ボード	玄関	1 検体
		化粧石膏ボード	和室	1 検体
		ケイ酸カルシウム板	便所	1 検体
検体数合計				23 検体

5. 資格 : 採取及び分析調査は、法令に基づく有資格者にて行う。
6. 検体採取 : 検体採取を行う際は適切に養生を行い、飛散防止や第三者事故防止に努めること。また、検体採取を行った箇所については、飛散及び建物の機能に支障が生じないように、適切に補修を行うものとする。

第2節 成果品の提出

成果品の作成方法は、次表による。

名 称	提出部数	作 成 方 法
石綿含有調査報告書	2 部	本章第 1 節に基づき、石綿含有建材の調査を行った結果について、とりまとめるものとする。 用紙は普通紙、用紙規格は A4 判とし、A4 判のパイプファイル又は紙ファイルに製本のうえ、表紙及び背表紙に業務名称、資料名称、完了年月及び受注者名を「黒文字（明朝体）」でラベルライター等により貼り付ける。

第3節 業務上の留意事項

1. 担当職員と緊密に連絡を取り、手戻りのないよう業務を履行するものとする。
2. 調査対象の宿舎には入居者がいるため、試料採取の日程については、担当職員を通じて調整する。
3. 本業務に適用した基準等については、報告書に出典先を記載する。

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月20日に交付された「管理用宿舍石綿含有調査業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。